

計量法に基づく登録事業者の登録等に係る規程（認定一法B-計量法登録）新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">計量法に基づく登録事業者の登録等に係る規程</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この規程において「区分の名称」とは、施行規則第90条第1項各号で定める登録に係る物象の状態の量の区分の名称であって、同項の規定に基づき機構が定めるものをいう。</p> <p>2 この規程において「<u>校正手法の区分</u>」とは、施行規則第90条の2ただし書きで定める<u>計量器等の種類ごとに、校正範囲及び最高測定能力を組み合わせたもの</u>（以下「計量器等の区分」という。）のうち、重要な部分において異なる校正手法として定めるものであって、二以上の計量器等の区分を同時に申請する場合に一区分として扱うものとして経済産業大臣が告示で定めるものをいう。</p> <p>(略)</p> <p>4 この規程において「事業所」とは、ISO/IEC 17025 で定めるマネジメントシステムで運営されているものをいう。</p> <p>第2章 登録に係る区分、<u>校正手法の区分</u>及び計量器等の種類</p> <p>(登録に係る区分の名称及び校正手法の区分の呼称)</p> <p>第4条 施行規則第90条第1項の規定に基づく同項各号で定める区分の名称及び施行規則第90条の2ただし書きの規定に基づき、重要な部分において異なる校正手法として経済産業大臣が告示で定める<u>校正手法の区分の呼称は、別表第1「登録に係る区分の名称及び校正手法の区分の呼称」</u>のとおりとする。</p> <p>2 施行規則第91条の規定に基づき機構あてに提出される登録申請書又は登録更新申請書への<u>校正手法の区分の記載は、施行規則第90条第1項各号で定める区分、経済産業大臣が告示で定める校正手法の区分又はこれらに対応する別表第1の呼称の何れかにより行うことができるものとする。</u></p> <p>(計量器等の種類)</p> <p>第5条 施行規則第90条第2項の規定に基づく計量器等の種類は、認定センター所長が、<u>計量法施行規則第90条第2項の規定に基づく計量器等の種類を定める規程（認定一部門-JCSS種類）</u>で定める。</p> <p>第3章 登録の申請</p> <p>(登録の申請)</p> <p>第6条 施行規則第91条の規定に基づき登録の申請をしようとする者（以下「登録申請者」という。）は、事業所ごとに、<u>必要事項</u>を登録申請書に明確に記載し、同条各号に掲げる書類（以下「添付書類」という。）を添えて、正本1通及びその写し3通を機構に提出しなければならない。</p> <p>2 登録申請者は、校正等の事業を事業所の恒久的施設及びそれ以外の場所において行う場合は、それぞれその旨を記載して申請しなければならない。ただし、これらを同時に申請する場合は、1件とし</p>	<p style="text-align: center;">計量法に基づく登録事業者の登録等に係る規程</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この規程において「区分の名称」とは、施行規則第90条第1項各号で定める登録に係る物象の状態の量の区分の名称であって、同項の規定に基づき機構が定めるものをいう。</p> <p>2 この規程において「<u>二以上の計量器等の区分</u>」とは、施行規則第90条の2ただし書きで定める<u>計量器等の種類、校正範囲及び最高測定能力の組み合わせ</u>（以下「計量器等の区分」という。）のうち、重要な部分において異なる校正手法として定めるものであって、二以上の計量器等の区分を同時に申請する場合に一区分として扱うものとして経済産業大臣が告示で定める<u>校正方法の区分</u>をいう。</p> <p>(略)</p> <p>4 この規程において「<u>事業の範囲</u>」とは、<u>施行規則第90条第2項で定める計量器の表示する物象の状態の量又は値付けを行う標準物質に付された物象の状態の量</u>であって、<u>計量器等の区分、計量器等の種類、校正範囲及び最高測定能力の組み合わせ</u>をいう。</p> <p>5 この規程において「事業所」とは、ISO/IEC 17025 で定めるマネジメントシステムで運営されているものをいう。</p> <p>第2章 登録に係る区分、<u>計量器等の区分</u>及び計量器等の種類</p> <p>(区分の名称及び計量器等の区分の名称)</p> <p>第4条 施行規則第90条第1項の規定に基づく同項各号で定める区分の名称及び施行規則第90条の2ただし書きの規定に基づき、重要な部分において異なる校正手法として経済産業大臣が告示で定める<u>区分に属する計量器等の区分の名称は、別表第1「区分の名称及び二以上の計量器等の区分の名称」</u>のとおりとする。</p> <p>2 施行規則第91条の規定に基づく<u>登録申請書への登録に係る区分及び計量器等の区分の記載は、別表第1の名称によるものとする。</u></p> <p>(計量器等の種類)</p> <p>第5条 施行規則第90条第2項の規定に基づく計量器等の種類は、<u>規程管理規程（管理一法B-規程管理）附則第2条の規定に基づき、認定センター所長が、施行規則第90条第2項の規定に基づく計量器等の種類を定める規程（認定一部門-計量器種類）</u>で定める。</p> <p>第3章 登録の申請</p> <p>(登録の申請)</p> <p>第6条 施行規則第91条の規定に基づき登録の申請をしようとする者（以下「登録申請者」という。）は、事業所ごとに、<u>事業の範囲</u>を登録申請書に明確に記載し、同条各号に掲げる書類（以下「添付書類」という。）を添えて、正本1通及びその写し3通を機構に提出しなければならない。</p> <p>2 登録申請者は、校正等の事業を事業所の恒久的施設及びそれ以外の場所において行う場合は、それぞれその旨を記載して申請しなければならない。ただし、これらを同時に申請する場合は、1件として申</p>

て申請することができる。

- 3 登録申請者は、校正等の事業を行う事業所の所在地と異なる所在地にある恒久的施設が次のいずれかに該当する場合は、その施設が校正等の事業を行う事業所と同一のマネジメントシステムで運営されている場合であっても、当該事業所とは別の事業所とみなして、それぞれ申請しなければならない。
- 一 異なる所在地にある恒久的施設で、校正等の事業に係る特定二次標準器、常用参照標準又はワーキングスタンダードを保有又は管理する場合
 - 二 その施設においても校正等の事業を行い、計量法第144条第1項で定める証明書（校正証明書）を発行する場合

（略）

（技能試験の結果を示す書類その他の最高測定能力の決定に係る書類）

第8条 施行規則第91条第四号の規定に基づく技能試験の結果を示す書類は、原則として、登録を受けようとする計量器等の種類に関係する次の各号のいずれかに掲げるものの結果を示すもの又はその試験への参加の表明に関するものとする。

（略）

（校正事業に類似する事業の実績）

第10条 施行規則第91条第六号イの規定に基づく校正事業に類似する事業の実績を示す書類は、登録を受けようとする計量器の校正等の事業に係る次の各号に掲げるものとする。ただし、第7条に定める事業概況書にこれらを記述することができる。

（略）

（登録の更新の有効期間）

第16条 登録の有効期間が満了する日の1年前から5月前までの間に計量法第144条の2第1項の規定に基づき登録の更新がされたものであって、次のいずれにも該当しない場合は、その更新された登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

- ・ 計量器等の種類を追加した場合
- ・ 校正範囲を拡大した場合
- ・ 最高測定能力を小さくした場合（施行規則第92条の変更届に該当するものを除く）
- ・ 計量器の校正等の事業を行う事業所の所在地を変更した場合

2 計量法第144条の2第1項の規定に基づき登録の更新を受けようとする者であって当該登録の更新に係る単一の事業所について複数の登録日に係る登録をされているものが、当該複数の登録日に係る登録の更新の申請を一括して行い、これらの登録の更新がされたときは、これらの更新された登録の有効期間は、これらの従前の登録の有効期間の満了の日のもっとも早い日の翌日から起算するものとする。

3 施行規則第91条の3で定める期日（従前の登録の有効期間が満了する日の5月前）までに登録の更新の申請があった場合において、従前の登録の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、登録の有効期間の満了の日の翌日から処分がされるまでの間は、計量法第144条第1項で定める校正証明書の発行は一時停止するものとする。

4 施行規則第91条の3で定める期日を経過した場合には、登録の更新の申請を行うことはできず、前3項の規定は適用されない。

請することができる。

- 3 登録申請者は、校正等の事業を行う事業所の所在地と異なる所在地に恒久的施設を所有し、その施設においても校正等の事業を行い、計量法第144条第1項に定める証明書（校正証明書）を発行する場合は、その施設は同一のマネジメントシステムで運営されている場合であっても当該事業所とは別の事業所とみなして、それぞれ申請しなければならない。

（略）

（技能試験の結果を示す書類その他の最高測定能力の決定に係る書類）

第8条 施行規則第91条第四号の規定に基づく技能試験の結果を示す書類は、原則として、登録を受けようとする事業の範囲に関係する次の各号のいずれかに掲げるものの結果を示すもの又はその試験への参加の表明に関するものとする。

（略）

（校正事業に類似する事業の実績）

第10条 施行規則第91条第六号イの規定に基づく校正事業に類似する事業の実績を示す書類は、登録を受けようとする事業の範囲に係る次の各号に掲げるものとする。ただし、第7条に定める事業概況書にこれらを記述することができる。

（略）

（登録の更新の有効期間）

第16条 計量法第144条の2第1項の規定に基づき登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。ただし、当該満了の日の1年前までに登録の更新の申請があった場合であって、当該満了の日の前に登録の更新がされたときは、現に登録の更新を行った日から起算するものとする。

2 施行規則第91条の3で定める期日（従前の登録の有効期間が満了する日の5月前）までに登録の更新の申請があった場合において、従前の登録の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、その登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 施行規則第91条の3で定める期日を経過した場合には、登録の更新の申請を行うことはできず、前2項の規定は適用されない。

4 前3項の規定は、公益法人に係る改革を推進するための経済産業省関係法律の整備に関する法律（平

(略)

(本規程の管理部署)

第22条 本規程を管理する担当部署は、認定センター計量認定課とする。

附則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成17年7月1日から施行する。

(校正周期を定める規程の廃止)

第2条 この規程の施行を以て、施行規則第93条ただし書の規定に基づき独立行政法人製品評価技術基盤機構が別に定める校正周期を定める規程(認定一法B-校正周期)は廃止する。

附則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成18年1月1日から施行する。

附則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成19年2月22日から施行し、平成19年2月1日から適用する。

附則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成21年5月XX日(起案決裁日)から施行し、平成21年5月1日(改正告示の施行日)から適用する。

別表第1(第4条関係) 登録に係る区分の名称及び校正手法の区分の呼称

登録に係る区分 (規則第90条第1項)	区分の名称	二以上の計量器等の区分を同時に申請する場合に一区分として扱う校正手法の区分(告示第76号)	校正手法の区分の呼称
一 長さ	長さ	一 長さの計量器のうち波長の計量器を、長さ用の光源である標準器(標準となる計量器をいう。以下この表において同じ。)との比較により校正する手法 ...	波長計量器 ...
...
三 時間及び周波数	時間	一 時間又は周波数の計量器(次号に掲げるものを除く。)を、時間又は周波数の標準器との比較によ	時間・周波数測定器等

成15年法律第76号)附則第2条の規定に基づき登録を受けているものとみなされた登録事業者には適用しない。

(略)

附則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成17年7月1日から施行する。

(校正周期を定める規程の廃止)

第2条 この規程の施行を以て、施行規則第93条ただし書の規定に基づき独立行政法人製品評価技術基盤機構が別に定める校正周期を定める規程(認定一法B-校正周期)は廃止する。

附則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成18年1月1日から施行する。

附則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成19年2月22日から施行し、平成19年2月1日から適用する。

別表第1(第4条関係) 区分の名称及び二以上の計量器等の区分の名称

登録に係る区分 (施行規則第90条第1項)	区分の名称	二以上の計量器等の区分を同時に申請する場合に一区分として扱う校正手法の区分(告示第156号)	二以上の計量器等の区分の名称
一 長さ	長さ	一 長さの計量器のうち光源が発する波長により実現するものを、長さ用の光源である標準器(標準となる計量器をいう。以下この表において同じ。)との比較により校正する手法 ...	波長計量器 ...
...
三 時間及び周波数	時間・周波数	一 時間又は周波数の計量器(次号に掲げるものを除く。)を、時間又は周波数の標準器との比較により校正する手	時間・周波数測定器等

		り校正する手法	
	
四 温度	温度	一 温度の計量器のうち接触式のもの、 <u>温度の標準器との比較により校正する手法</u>	接触式温度計
		二 温度の計量器のうち非接触式のもの、 <u>温度の標準器との比較により校正する手法</u>	放射温度計
五 光度、放射強度、光束、輝度及び照度	光	光度、放射強度、光束、輝度及び照度の計量器を、 <u>これらの量の標準器との比較又は複数の物象の状態の量の測定により校正する手法</u>	光度標準電球等
六 角度	角度	角度の計量器を、 <u>角度の標準器との比較又は角度以外の物象の状態の量の測定により校正する手法</u>	角度測定器
...
八 速さ、質量流量及び流量	流量・流速
		四 質量流量若しくは流量の計量器のうち液体の体積流量若しくは質量流量のものを、 <u>液体の体積流量若しくは質量流量の標準器との比較又はこれらの量以外の複数の物象の状態の量の測定により校正する手法</u>	液体流量計
九 加速度及び振動加速度レベル	振動加速度	振動加速度の計量器のうち振動又は動的な加速度のものを、 <u>振動若しくは動的な加速度の標準器との比較又はこれらの量以外の物象の状態の量の測定により校正する手法</u>	振動加速度計
十 電流、電圧、静電容量、インダクタンス、電気抵抗、インピーダンス、電力、無効電力、皮相電力、電力量、無効電力量及び皮相電力量であって、直流又は周波数が主とし	電気（直流・低周波）	一 規則第90条第1項第十号に掲げる量の計量器のうち <u>直流のもの、交流のもの又は直流及び交流のもの（次号及び第三号に掲げるものを除く。）</u> を、同号に掲げる量の標準器との比較又は同号に掲げる量以外の物象の状態の量の測定により校正する手法	直流・低周波測定器等

		法	
	
四 温度	温度	一 温度の計量器のうち接触式のもの、 <u>接触式の温度の標準器との比較により校正する手法</u>	接触式温度計
		二 温度の計量器のうち非接触式のもの、 <u>非接触式の温度の標準器との比較により校正する手法</u>	放射温度計
五 光度、放射強度、光束、輝度及び照度	光	光度、放射強度、光束、輝度及び照度の計量器を、 <u>これらの量の標準器との比較により校正する手法</u>	光度標準電球等
六 角度	角度	角度の計量器を、 <u>角度の標準器との比較により校正する手法</u>	角度測定器
...
八 速さ、質量流量及び流量	流量・流速
		四 質量流量又は流量の計量器のうち液体の体積流量又は質量流量のものを、 <u>液体の体積流量又は質量流量の標準器との比較により校正する手法</u>	液体流量計
九 加速度及び振動加速度レベル	振動加速度	振動加速度の計量器のうち振動又は動的な加速度のものを、 <u>振動又は動的な加速度の標準器との比較により校正する手法</u>	振動加速度計
十 電流、電圧、静電容量、インダクタンス、電気抵抗、インピーダンス、電力、無効電力、皮相電力、電力量、無効電力量及び皮相電力量であって、直流又は周波数が主とし	電気（直流・低周波）	一 施行規則第90条第1項第十号に掲げる量の計量器のうち <u>直流のもの</u> を、同号に掲げる量の標準器との比較又は同号に掲げる量以外の物象の状態の量の測定により校正する手法	直流測定器等

て1メガヘルツ以下のもの		二 規則第90条第1項第十号に掲げる量の計量器のうち電力、無効電力、皮相電力、電力量、無効電力量又は皮相電力量に関するものを、同項第十号に掲げる量の標準器との比較又は同号に掲げる量以外の物象の状態の量の測定により校正する手法	電力測定器等		て1メガヘルツ以下のもの	二 施行規則第90条第1項第十号に掲げる量の計量器のうち交流のもの（次号に掲げるものを除く。）を、同項第十号に掲げる量の標準器との比較又は同号に掲げる量以外の物象の状態の量の測定により校正する手法	低周波交流測定器等
	
十一 電圧、インピーダンス、電力及び電磁波の減衰量であって、周波数が主として1メガヘルツより高いもの並びに電界の強さ、磁界の強さ及び電磁波の電力密度	電気（高周波）	一 規則第90条第1項第十一号に掲げる量の計量器（次号及び第三号に掲げるものを除く。）を、これらの量の標準器との比較又はこれらの量以外の物象の状態の量の測定により校正する手法	高周波測定器等		十一 電圧、インピーダンス、電力及び電磁波の減衰量であって、周波数が主として1メガヘルツより高いもの並びに電界の強さ、磁界の強さ及び電磁波の電力密度	一 施行規則第90条第1項第十一号に掲げる量の計量器（次号及び第三号に掲げるものを除く。）を、これらの量の標準器との比較により校正する手法	高周波測定器等
		二 規則第90条第1項第十一号に掲げる量の計量器のうちレーザパワーに関する量のことを、これらの量の標準器との比較又はこれらの量以外の物象の状態の量の測定により校正する手法	レーザパワー測定器等			二 施行規則第90条第1項第十一号に掲げる量の計量器のうちレーザパワーに関する量のことを、これらの量の標準器との比較により校正する手法	レーザパワー測定器等
		三 規則第90条第1項第十一号に掲げる量の計量器のうち電磁界に関する量のことを、これらの量の標準器との比較又はこれらの量以外の物象の状態の量の測定により校正する手法	電磁界測定器等			三 施行規則第90条第1項第十一号に掲げる量の計量器のうち電磁界に関する量のことを、これらの量の標準器との比較により校正する手法	電磁界測定器等
十二 密度、濃度、比重及び屈折度	密度・屈折率		十二 密度、濃度、比重及び屈折度
		五 屈折度の計量器のうち屈折率を実現する計量器を、屈折率の標準器との比較又は屈折度以外の物象の状態の量の測定により校正する手法	屈折率標準液等			五 屈折度の計量器のうち液体の屈折率を実現する計量器を、屈折率の標準器との比較又は屈折度以外の複数の物象の状態の量の測定により校正する手法	屈折率標準液
		六 屈折度の計量器のうち屈折率を測定する計量器を、屈折率の標準器との比較又は屈折度以外の物象の状態の量の測定により校正する手法	屈折率計			六 屈折度の計量器のうち液体の屈折率を測定する計量器を、屈折率の標準器との比較により校正する手法	屈折率計
十三 力	力	一 力を測定する計量器を、力を實現する標準器との比較又は力以外の物象の状態の量の測定により校	力計		十三 力	一 力を測定する計量器を、力を實現する標準器との比較により校正する手法	力計

		正する手法	
	
...
十九 音響パワー及び音圧レベル	音響・超音波	一 音響パワーの計量器のうち水中超音波の音響パワーのものを、水中超音波の音響パワーの標準器との比較又は音響パワー以外の物象の状態の量の測定により校正する手法	超音波パワー測定器等
		二 音響パワー又は音圧レベルの計量器のうち空気中の音響パワー又は音圧レベルのものを、空気中の音響パワー又は音圧レベルの標準器との比較により校正する手法	音響測定器等
		三 音圧レベルの計量器のうち水中超音波の音圧を測定するものを、水中超音波の音圧を測定する標準器との比較又は音圧レベル以外の物象の状態の量の測定により校正する手法	超音波音圧測定器等
...
二十一 中性子放射率、放射能、吸収線量、吸収線量率、カーマ、カーマ率、照射線量、照射線量率、線量当量、線量当量率、粒子フルエンス、粒子フルエンス率、エネルギーフルエンス、エネルギーフルエンス率、放射能面密度及び放射能濃度	放射線・放射能・中性子	一 規則第90条第1項第二十一号に掲げる量（放射能、放射能面密度及び放射能濃度を除く。）の計量器のうちエックス線の強度のものを、エックス線の強度の標準器との比較により校正する手法	X線測定器
		二 規則第90条第1項第二十一号に掲げる量（放射能、放射能面密度及び放射能濃度を除く。）の計量器のうちガンマ線の強度のものを、ガンマ線の強度の標準器との比較により校正する手法	γ線測定器
		三 規則第90条第1項第二十一号に掲げる量（放射能、放射能面密度及び放射能濃度を除く。）の計量器のうちベータ線の強度のものを、ベータ線の強度の標準器との比較により校正する手法	β線測定器等
...

	
...
十九 音響パワー及び音圧レベル	音響・超音波	一 音響パワーの計量器のうち水中超音波の音響パワーのものを、水中超音波の音響パワーの標準器との比較により校正する手法	超音波振動子等
		二 音圧レベルの計量器のうち空気中の音響パワー又は音圧レベルのものを、空気中の音圧レベルの標準器との比較により校正する手法	音響測定器
		三 音圧レベルの計量器のうち水中超音波の音圧を測定するものを、水中超音波の音圧を測定する標準器との比較により校正する手法	ハイドロホン
...
測定器 中性子放射率、放射能、吸収線量、吸収線量率、カーマ、カーマ率、照射線量、照射線量率、線量当量、線量当量率、粒子フルエンス、粒子フルエンス率、エネルギーフルエンス率、放射能面密度及び放射能濃度	放射線	一 施行規則第90条第1項第二十一号に掲げる量（放射能、放射能面密度及び放射能濃度を除く。）の計量器のうちエックス線の強度のものを、エックス線の強度の標準器との比較により校正する手法	X線測定器
		二 施行規則第90条第1項第二十一号に掲げる量（放射能、放射能面密度及び放射能濃度を除く。）の計量器のうちガンマ線の強度のものを、ガンマ線の強度の標準器との比較により校正する手法	γ線測定器
		三 施行規則第90条第1項第二十一号に掲げる量（放射能、放射能面密度及び放射能濃度を除く。）の計量器のうちベータ線の強度のものを、ベータ線の強度の標準器との比較により校正する手法	β線測定器
...

	
	
		七 規則第 90 条第 1 項第二十一号に掲げる量の計量器のうち熱中性子の粒子フルエンス又は粒子フルエンス率のものを、熱中性子の粒子フルエンス又は粒子フルエンス率の標準器との比較により校正する手法	熱中性子測定器
		八 規則第 90 条第 1 項第二十一号に掲げる量の計量器のうち速中性子の粒子フルエンス又は粒子フルエンス率のものを、速中性子の粒子フルエンス又は粒子フルエンス率の標準器との比較により校正する手法	速中性子測定器
		九 規則第 90 条第 1 項第二十一号に掲げる量の計量器のうち中性子放出率のものを、中性子放出率の標準器との比較により校正する手法	中性子線源
...
二十四 湿度	湿度	湿度の計量器を、湿度の標準器との比較又は湿度以外の物象の状態の量の測定により校正する手法	湿度測定器等

別表第 2（第 18 条関係）計量器の校正等に用いる特定標準器による校正等をされた計量器又は標準物質の校正等の期間

区分の名称	計量器の校正等に用いる計量器又は標準物質	期間
長さ	633 nm よう素分子吸収線波長安定化ヘリウムネオンレーザ装置、532 nm よう素分子吸収線波長安定化レーザ装置、1.5 μm 帯（C バンド）アセチレン分子吸収線波長安定化レーザ装置及び 1.5 μm 帯（C バンド）シアン化水素分子吸収線波長安定化レーザ装置	3 年
	633 nm よう素分子吸収線波長安定化ヘリウムネオンレーザ装置（複数台の 633 nm よう素分子吸収線波長安定化ヘリウムネオンレーザ装置を保有し、群管理を行う場合）	5 年
...

別表第 3（第 18 条関係）計量器の校正等に用いる特定標準器による校正等をされた計量器又は標準物質に連鎖して段階的に計量器の校正等をされた計量器又は標準物質の校正等の期間

区分の名称	計量器の校正等に用いる計量器又は標準物質	期間
-------	----------------------	----

	
	
		七 施行規則第 90 条第 1 項第二十一号に掲げる量の計量器のうち熱中性子の粒子フルエンス又は粒子フルエンス率のものを、熱中性子の粒子フルエンス又は粒子フルエンス率の標準器との比較により校正する手法	熱中性子フルエンス（率）測定器
		八 施行規則第 90 条第 1 項第二十一号に掲げる量の計量器のうち速中性子の粒子フルエンス又は粒子フルエンス率のものを、速中性子の粒子フルエンス又は粒子フルエンス率の標準器との比較により校正する手法	速中性子フルエンス（率）測定器
...
二十四 湿度	湿度	湿度の計量器のうち露点又は相対湿度のものを、湿度の標準器との比較により校正する手法	湿度測定器等

別表第 2（第 18 条関係）計量器の校正等に用いる特定標準器による校正等をされた計量器又は標準物質の校正等の期間

区分の名称	計量器の校正等に用いる計量器又は標準物質	期間
長さ	長さ用 633 nm よう素分子吸収線波長安定化ヘリウムネオンレーザ装置	3 年
...

別表第 3（第 18 条関係）計量器の校正等に用いる特定標準器による校正等をされた計量器又は標準物質に連鎖して段階的に計量器の校正等をされた計量器又は標準物質の校正等の期間

区分の名称	計量器の校正等に用いる計量器又は標準物質	期間
-------	----------------------	----

長さ
	633 nm よう素分子吸収線波長安定化ヘリウムネオンレーザ装置、633 nm 実用波長安定化ヘリウムネオンレーザ装置、 <u>532 nm よう素分子吸収線波長安定化レーザ装置、1.5 μm 帯 (Cバンド) アセチレン分子吸収線波長安定化レーザ装置、1.5 μm 帯 (Cバンド) シアン化水素分子吸収線波長安定化レーザ装置、</u> 干渉計基準用ブロックゲージ、標準尺であって前記以外のもの、平面度校正装置、平面度基準板及び校正用表面性状標準片	3年
...
流量・流速	I S O型トロイダルスロート音速ノズル	5年
	液体流量校正装置校正用の分銅、おもり及び質量計	3年
...
密度・屈折率	シリコン単結晶、浮ひょう及び固体密度標準	5年
放射線	液体シンチレーションカウンタ、荷電粒子測定装置、照射線量、照射線量率、吸収線量、吸収線量率、線量当量、線量当量率、カーマ若しくはカーマ率校正用の軟 X 線用電離箱式照射線量計、中硬 X 線用電離箱式照射線量計、 <u>γ 線用電離箱式照射線量計及び減速材付中性子検出器</u>	2年
...

長さ
	<u>長さ用</u> 633 nm よう素分子吸収線波長安定化ヘリウムネオンレーザ装置、長さ用 633 nm 実用波長安定化ヘリウムネオンレーザ装置、干渉計基準用ブロックゲージ、標準尺であって前記以外のもの、平面度校正装置、平面度基準板及び校正用表面性状標準片	3年
...
流量・流速	I S O型トロイダルスロート音速ノズル	5年
...
密度・屈折率	<u>シリコン単結晶及び浮ひょう</u>	5年
放射線	液体シンチレーションカウンタ、荷電粒子測定装置、照射線量、照射線量率、吸収線量、吸収線量率、線量当量、線量当量率、カーマ若しくはカーマ率校正用の軟 X 線用電離箱式照射線量計、中硬 X 線用電離箱式照射線量計 <u>及びγ線用電離箱式照射線量計</u>	2年
...

...